





<p><b>薬剤等の影響</b> (影響がないことが不可欠)</p>	<p>【中枢神経抑制薬、筋弛緩薬等による脳死判定への影響】</p> <p style="text-align: right;">影響がある      影響がない</p> <p>影響がないと判断した理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(法的脳死判定に影響しうる薬剤の投与終了後、十分に時間が経過し、薬物の影響がないと判断した根拠を記載。)</p> </div> <p>参考) 鎮静薬、抗痙攣薬、鎮痛薬、筋弛緩薬の例 ミダゾラム、ジアゼパム、プロポフォール、フェンタニル、フェニトイン(ホスフェニトイン)、バルビツール酸、塩酸モルヒネ、臭化ベクロニウム、臭化ロクロニウム など</p> <p>&lt;薬物スクリーニングにより把握した薬物&gt; スクリーニング実施せず 実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(方法及び結果を記載)</p> </div>
--	--

## 第 1 回法的脳死判定

検査開始日時： \_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時\_\_\_分

## 【開始時確認事項】

開始時体温： \_\_\_\_\_（測定部位： \_\_\_\_\_） 深部温に限る。

確認) 6 歳以上 32

開始時血圧： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ mmHg

確認) 収縮期血圧 13 歳以上 90mmHg

開始時心拍数： \_\_\_\_\_ 回 / 分

重篤な不整脈がないことを確認

昇圧薬（カテコラミン・バソプレシン等）の使用： 有（薬品名 \_\_\_\_\_） 無

中枢性神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響： (3) ページ参照

脳死判定に影響しないことを確認

姿勢・運動の確認（すべて無であることを確認すること）

自発運動	：	有	無
除脳硬直	：	有	無
除皮質硬直	：	有	無
けいれん	：	有	無
ミオクローヌス	：	有	無

## 【法的脳死判定での確認事項】

意識レベル JCS： \_\_\_\_\_ かつ GCS： E \_\_\_\_\_ V \_\_\_\_\_ M \_\_\_\_\_（合計 \_\_\_\_\_）

瞳孔径 4mm 以上： 右) \_\_\_\_\_ mm 左) \_\_\_\_\_ mm

瞳孔固定 右) 有 無 左) 有 無

## 脳幹反射

対光反射	右) 有 無	左) 有 無
角膜反射	右) 有 無	左) 有 無
毛様脊髄反射	右) 有 無	左) 有 無
眼球頭反射	有 無	
前庭反射 <sup>1)</sup>	右) 有 無	左) 有 無
咽頭反射	右) 有 無	左) 有 無
咳反射	有 無	

) 前庭反射の確認は、氷水刺激によるものとする。

**脳波**

記録時刻 \_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時\_\_\_分 ~ \_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時\_\_\_分

実際に記録した正味時間 \_\_\_\_\_分 連続 30 分以上である

**注意事項**

- ・脳波検査を行う際は、アーチファクト混入を防止し、適切に脳波測定を行うため、外部環境、周辺機器のチェックや電極配置等に十分留意すること。
- ・少なくとも 4 誘導の同時記録を単極導出（基本電極導出）及び双極導出で行うこと。

**脳波所見**

総合判定： 平坦脳波 (ECI) 非平坦脳波 判定不能

**備考欄****補助検査**

- ・聴性脳幹誘発反応

施行（以下に内容を記載）

施行せず

結果

波のみ

~ 波すべて消失

その他（\_\_\_\_\_）

- ・その他の検査

**検査名及び結果**

**無呼吸テスト**

(無呼吸テスト開始前)

100%酸素で 10 分間人工呼吸を行う。

テスト開始直前に PaCO<sub>2</sub> レベルを確認する。(おおよそ 35~45mmHg であること)

気管内吸引用カテーテルを気管内チューブの先端部分から気管分岐部直前の間に挿入する。

カテーテルの先端が適切な位置にあること確認する。(胸部 X 線写真など)

(無呼吸テスト中)

6L/分の 100%酸素を投与する。

自発呼吸の有無を、胸部または腹部に手掌をあてるなどして慎重に判断する。

	テスト 開始直前 ( : )	テスト 開始時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )
PaCO <sub>2</sub> (mmHg)		/				
PaO <sub>2</sub> (mmHg)						
血圧(mmHg)	/		/	/	/	/
SpO <sub>2</sub> (%)						

	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	人工呼吸 再開時刻 ( : )	人工呼吸 再開_分後 ( : )
PaCO <sub>2</sub> (mmHg)					/	/
PaO <sub>2</sub> (mmHg)						
血圧(mmHg)	/	/	/	/	/	/
SpO <sub>2</sub> (%)						

(留意点)

テスト開始とは、人工呼吸を中止した時点を指す。

血液ガス分析は 2~3 分毎に行うこと。

酸素化には十分な注意を払い、特に酸素化能低下・血圧低下等により継続が危険と判断した場合はテストを中止すること。

PaCO<sub>2</sub> が 60mmHg 以上になった時点で無呼吸を確認する。

無呼吸テスト中の昇圧薬(カテコラミン・バソプレシン等)の使用： 有(薬品名\_\_\_\_\_ ) 無  
 無呼吸テスト中の重篤な不整脈： 有 無

テスト結果： 自発呼吸の消失を確認 自発呼吸あり その他(\_\_\_\_\_ )

【その他判定を行った医師が特に必要と認めた事項】

【終了時確認事項】

終了日時：\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

終了時体温：\_\_\_\_（測定部位：\_\_\_\_） 深部温に限る。

確認) 6歳以上 32

終了時血圧：\_\_\_\_ / \_\_\_\_ mmHg

確認) 収縮期血圧 13歳以上 90mmHg

終了時心拍数：\_\_\_\_回/分

重篤な不整脈がないことを確認

## 第 2 回法的脳死判定

第 2 回法的脳死判定は、第 1 回法的脳死判定の終了時点から 6 時間以上経過してから開始する。

検査開始日時：\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時\_\_\_分

## 【開始時確認事項】

開始時体温：\_\_\_\_\_（測定部位：\_\_\_\_\_） 深部温に限る。

確認）6 歳以上 32

開始時血圧：\_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ mmHg

確認）収縮期血圧 13 歳以上 90mmHg

開始時心拍数：\_\_\_\_\_ 回 / 分

重篤な不整脈がないことを確認

昇圧薬の使用： 有（薬品名\_\_\_\_\_） 無

中枢性神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響：(3)ページ参照

脳死判定に影響しないことを確認

姿勢・運動の確認（すべて無であることを確認すること）

自発運動 : 有 無

除脳硬直 : 有 無

除皮質硬直 : 有 無

けいれん : 有 無

ミオクローヌス : 有 無

## 【法的脳死判定での確認事項】

意識レベル JCS：\_\_\_\_\_ かつ GCS：E\_\_\_\_\_ V\_\_\_\_\_ M\_\_\_\_\_（合計\_\_\_\_\_）

瞳孔径 4mm 以上： 右）\_\_\_\_\_ mm 左）\_\_\_\_\_ mm

瞳孔固定 右） 有 無 左） 有 無

## 脳幹反射

対光反射	右） 有 無	左） 有 無
角膜反射	右） 有 無	左） 有 無
毛様脊髄反射	右） 有 無	左） 有 無
眼球頭反射	有 無	
前庭反射 <sup>1)</sup>	右） 有 無	左） 有 無
咽頭反射	右） 有 無	左） 有 無
咳反射	有 無	

<sup>1)</sup> 前庭反射の確認は、氷水刺激によるものとする。

**脳波**

記録時刻 \_\_\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 ~ \_\_\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

実際に記録した正味時間 \_\_\_\_\_分 連続 30 分以上である

**注意事項**

- ・脳波検査を行う際は、アーチファクト混入を防止し、適切に脳波測定を行うため、外部環境、周辺機器のチェックや電極配置等に十分留意すること。
- ・少なくとも 4 誘導の同時記録を単極導出（基本電極導出）及び双極導出で行うこと。

**脳波所見**

総合判定： 平坦脳波 (ECI) 非平坦脳波 判定不能

**備考欄****補助検査**

- ・聴性脳幹誘発反応

施行（以下に内容を記載） 施行せず

結果

波のみ ~ 波すべて消失 その他（\_\_\_\_\_）

- ・その他の検査

**検査名及び結果**

**無呼吸テスト**

(無呼吸テスト開始前)

100%酸素で 10 分間人工呼吸を行う。

テスト開始直前に PaCO<sub>2</sub> レベルを確認する。(おおよそ 35~45mmHg であること)

気管内吸引用カテーテルを気管内チューブの先端部分から気管分岐部直前の間に挿入する。

カテーテルの先端が適切な位置にあること確認する。(胸部 X 線写真など)

(無呼吸テスト中)

6L/分の 100%酸素を投与する。

自発呼吸の有無を、胸部または腹部に手掌をあてるなどして慎重に判断する。

	テスト 開始直前 ( : )	テスト 開始時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )
PaCO <sub>2</sub> (mmHg)		/				
PaO <sub>2</sub> (mmHg)						
血圧(mmHg)	/		/	/	/	/
SpO <sub>2</sub> (%)						

	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	分後 採血時刻 ( : )	人工呼吸 再開時刻 ( : )	人工呼吸 再開_分後 ( : )
PaCO <sub>2</sub> (mmHg)					/	/
PaO <sub>2</sub> (mmHg)						
血圧(mmHg)	/	/	/	/	/	/
SpO <sub>2</sub> (%)						

(留意点)

テスト開始とは、人工呼吸を中止した時点を指す。

血液ガス分析は 2~3 分毎に行うこと。

酸素化には十分な注意を払い、特に酸素化能低下・血圧低下等により継続が危険と判断した場合はテストを中止すること。

PaCO<sub>2</sub> が 60mmHg 以上になった時点で無呼吸を確認する。

無呼吸テスト中の昇圧薬(カテコラミン・バソプレシン等)の使用： 有(薬品名 \_\_\_\_\_) 無

無呼吸テスト中の重篤な不整脈： 有 無

テスト結果： 自発呼吸の消失を確認 自発呼吸あり その他( \_\_\_\_\_)

【その他判定を行った医師が特に必要と認めた事項】

【終了時確認事項】

終了日時：\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

終了時体温：\_\_\_\_（測定部位：\_\_\_\_） 深部温に限る。  
確認）6 歳以上 32

終了時血圧：\_\_\_\_ / \_\_\_\_ mmHg  
確認）収縮期血圧 13 歳以上 90mmHg

終了時心拍数：\_\_\_\_ 回 / 分  
重篤な不整脈がないことを確認

法的脳死判定結果

法的に脳死と判定される。

脳死と判定されない。

判定日時（\* 第 2 回脳死判定終了時刻）

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分

判定医療機関

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

判定医

（第 1 回目判定医）

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

（第 2 回目判定医）

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 専門医、認定医資格 \_\_\_\_\_ 科  
（記名押印 又は 自筆署名）

所属医療機関の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

< 添付文書 >

脳死判定に当たって記録した脳波の記録（記録番号\_\_\_\_\_）

家族が脳死判定を拒まない・承諾する旨を表示した書面

脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の  
写し

なし

脳死判定を受けた者が生存中に脳死判定に従う意思を書面により表示していたときは、当該書面の  
写し

なし

脳死判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた  
ときは、当該書面の写し

なし

